

アメリカ小企業政策についての一考察

—中小企業政策国際比較の一環として—

大 沢 正

目 次

はしがき —中小企業政策の国際比較について—

- (1) わが国中小企業政策発展史において、先進国に学んだ経過
- (2) 昭和43年中小企業白書からクローズアップされるにいたった、中小企業国際比較の問題
- (3) 各国中小企業政策発展の、類型化的是握

I アメリカ小企業政策の発展小観

- (1) 自由経済至上主義の建国時代における、小企業政策
- (2) 第1次大戦後における、ニュー・ディール下の小企業政策
- (3) 第2次大戦後の小企業政策展開

II アメリカ小企業政策についての問題点

- (1) 独占、寡占下のアメリカ小企業における、「独立企業」の運命に関する諸論
- (2) アメリカにおけるニュー・フロンティア主義と、「国内小企業政策」
- (3) アメリカにおけるニュー・フロンティア主義と、「国際小企業政策」

引用文献索引

はしがき —中小企業政策の国際比較について—

- (1) わが国中小企業政策発展史において、先進国に学んだ経過
中小企業政策も、わが国が近代国家として発足した明治維新からはじまったとみれば、それ以来百年に達する発展史のなかで、資本主義の発展で後進国として、先進国の中小企業政策に多くを学びつつ進んだものと想定される。しか

し、歴史の実際は、おおよそつぎのように、先進国からの吸収、導入の明白な事例はかならずしも多くないようにみられる。

- ① 明治時代において、わが国ではじめての中小企業政策要綱とでもいうべき農商務省の『興業意見』（明治18年、農商務省大書記官前田正名以下による。）中に、近代国家の体面にふさわしいように、国民のなかの下等階層を中等層にまで引き上げる所論があった（第2巻「緒言」第6）。それは、いわゆる「先進国への道」の追求を課題とした中小企業国際比較の一つにちがいがなかったが、理論的にも実際政策的にも追求が具体的にそれ以上本格化しなかった。

つぎに、明治24年の信用組合法案から、ひきつづき産業組合法制定にかけて、ドイツの協同組合制度がおもなモデルとしてわが国中小企業組織化に導入された。

明治後期において、小工業生存の能否、適否論議が、ドイツ社会政策学派を中心に展開されていた議論、思潮を導入して活発になったのも、先進国のモデル吸収の一例とみることができ、しかも、英仏等よりも資本主義の発達が遅れたドイツにおいて、大企業振興のほかにも中小企業をも並行して振興させようとする政策論が実質的に勝利をおさめたのも、ドイツの中小企業政策から影響を受けたとみられる。

- ② 大正初期において、工場法実施の中心となった工場監督官制度が、主としてイギリスのそれを模範とした。それはさらに、最低賃金制をも必要としたが、後に、わが国ではその段階に及ばなかったため先進諸国からソーシャル・ダンピングという批判をまぬがれなかった。
- ③ 昭和に入ってから産業合理化政策において、当時先進諸国においても第1次大戦後の不況打開策として産業合理化が展開されていたが、そのうち、わが国はアメリカのそれよりも主としてドイツのそれに多く学んだ。その結果は、産業合理化政策は当初から統制経済政策的基調をもち、日、独両国共通のブロック経済主義への方向にさえ向かい、ついには米、英、仏等との間の第2次大戦への契機を含むことになった。
- ④ 太平洋戦争中の中小企業戦時統制政策は、その大規模な「中小商工業整理

統合」方策においてはわが国独特のものであったが、その実行を可能にした戦時統制経済方式と思想には、ドイツの「指導者原理」による経済政策が強く吸収されていた。

- ⑤ 戦後の経済民主主義的な中小企業政策は一転してアメリカに多く学び、その具体的な一つの事例は、新設された中小企業庁の機能がアメリカの「小企業庁」の方式を相当多く導入したことであった。また、独占禁止法体制が、経済民主主義の基盤としてアメリカ占領軍司令部から強くわが国に指示、指導された。

わが国は元来、後進国として、しかも、活力ある進取的な国民性をもって、明治以来、先進国の知識、体験の吸収にきわめて積極的であり、政府による海外先進国の経済政策に対する調査、研究はたえず、周到に進められてきた。しかし、一方では、わが国の特殊性を重視する政府は、調査研究した先進国の政策の多くのものについては十二分な取捨選択を行ない、そのままの形では導入しはしなかった。中小企業政策の発展過程においても、先進国の中小企業政策そのままの形態、方向の導入は、このように、明確なものはけっして多くはなかった。それはまた、資材、資本の不足な後進的経済を1日も早く先進国の経済水準に接近させようとする「富国強兵」政策を追いつづけ、労働集約的産業としての中小企業を最大限度に動員しつづけなければならなかったわが国経済政策の特殊事情という、根本的な1つの障壁に原因があった。

しかし、わが国中小企業とその政策の発展史は、戦後経済復興期を終わって自立経済期に入るにつれて、新たに経済政策の主座を占めるにいたった「成長経済」が、労働集約的産業の旗手としての中小企業について、再検討を加える段階に達した。

(2) 昭和43年中小企業白書からクローズアップされるにいたった、中小企業国際比較の問題

太平洋戦争後のわが国経済復興は、昭和26年からの自立経済計画期に入り、国際経済によりやく新たに参加することになった以後、なお、内外の景気変動に苦しみながらも、産業構造近代化・高度化国際競争とでも名付けられるほど

の、1 国産業構造近代化・高度化の体質改善策の必要に迫られた。はやくも昭和 32 年の「経済白書」は、わが国経済の「先進国への道」を展望して進む必要があることを提言した。国際経済新競争のなかで、自立経済を達成する基本政策の、「成長経済」方策を樹立した昭和 35 年の「国民所得倍増計画」は、そのなかで（第 3 部「民間部門の予測と二重構造の緩和」4「中小企業の近代化」）目標達成の一環として中小企業の「近代化」を掲げた。そこでは「先進国への道」という目標を表面には示さなかったが、わが国産業経済構造を、国際経済競争に対応する水準にまで上昇させることを十分内面的に含んでいた。当時、中小企業国際比較の研究や所論が経済学界や評論界にあらわれはじめたのはこの情勢を反映した。

しかし、その後、中小企業問題は、「成長経済」が発生させた、いわゆる「ひずみ」の一点としての中小企業格差拡大から倒産問題、「成長経済」の政策体制確立をめざす中小企業基本法制定問題、さらに、「所得倍増計画」のアフターケアとしての「中期経済計画」等における、中小企業近代化、高度化のいっそうの必要強調という問題等に、さくそうして展開された。それらが、忍耐強い「成長経済」政策の勝利のうちに、昭和 43 年中半以後の再安定経済期に入るや、昭和 43 年中小企業白書は、中小企業発展とそれに対する政策の基調を、改めて「先進国への道」におくことになった。すなわち、同白書は、従来の構成をやや変えて、その第 2 部を新に「先進国への道と中小企業——中小企業の新しい成長発展のために」と題し、総計 20 をこえるグラフ、統計表をもって中小企業国際比較を展開しつつ、わが国中小企業発展の方向展望を、「先進国への道」の前進に連結した。その国際比較は、統計等で量的には英、西独、米、とくにアメリカに重点がおかれ、質的にも不十分さが目立ってはいるが、これまでも進められてきた学界等の中小企業国際比較は、この白書の態度表明によって急激にその意義をクローズアップされ、また、今後の国際比較の充実整備にその協力が急速に促進されようとしている。

中小企業論や中小企業政策論にとって、このような「先進国への道」の展望と国際比較は、わが国経済の発展段階を背景としてきわめて重要であり、発展

が待望される。しかし、この観点、研究にとって、もっとも大きな問題は、国際比較により明かにされるわが国中小企業の総体的な伸張度、あるいは大企業との間の諸経済格差率が、先進国のそれらとの間に示す「格差」を、どの程度に「縮小」し、「是正」して先進国型産業構造または中小企業構造の水準に近づけるかについての具体的な目標設定の試みが、まだ容易に立てられるにいたっていない点である。国民経済、産業構造あるいは、そのなかにおける中小企業の地位と中小企業構造等の国際比較は、分析と統計の手法とデータの整備改善で今後急速に充実することは十分予想できるが、そこに、先進国型中小企業という共通の目標をは握し、それへの具体的接近度の計量を立てることは、きわめて困難なように思われる。すなわち、そこには、各国経済、産業、また中小企業の「特殊性」という根本的な問題が、多分に強い伝統力をもって、各国共通の普遍的な、中小企業発展目標型の設定をはばむ存在となっている。

この問題は今後、先進国型経済あるいは先進国型中小企業および、中小企業政策の国際化がどのように発展するかという問題をも含みつつ、わが国中小企業とその政策にとって新しい重要課題の一つとなると思われる。同時に、このような「先進国型中小企業への道」の前進を具体化させることをはばみがちな、各国中小企業発展の「特殊性」そのものについて、なんらかの方式で、その実態を特色的には握する試みが必要であることをも意味している。このような試みは通常、各国の経済、産業の発達を、資本主義経済の発展分析の手法によって従来から多くの研究によって相当進められている。しかし、これを、中小企業政策発展という純粹の手法と観点によって、問題解明を焦点的には握してみることも、一つの必要な試みであると思われる。

(3) 各国中小企業政策発展の、類型化的是握

各国中小企業の発展に対して、国の中小企業政策がどの程度に主導的な役割りをもつかは、その国々により、また、発展各段階により相違することは明かである。しかし、とくにわが国の場合、国の政策の主導力が強いことはつぎの⁽¹⁾ように一般に指摘されている。

イギリスやアメリカにおける Small Business 論においては、「large-scal

economy が存在するのになぜ small business が survive するか」という、いわば経済論的な問題として提起されている（これがその後 optimum size theory として展開してゆく）のに対して、日本ではそのような経済論的な矛盾を対象とした中小企業論としてではなく、当初からいわば政策的問題として提起され展開していることが、日本中小企業論の一つの大きな特色と思われれますが、

したがって、中小企業国際比較の展開の際に、その側面的一環としての、中小企業政策の発展におけるわが国の「特色」を、先進国のそれと対比して観察することは、資本主義発展分析の手法とはまたちがった視角を提供するものと思われる。このような中小企業政策発展の各国特色の比較は、「中小企業国際比較」にもおとらないほど困難ではあるが、その試みの端緒的な意味で、各国中小企業政策発展の特色的な握を、たとえばつぎのような類型化の形で構想することもできる。

- ① 自由主義経済の精髓としてその擁護を基本原則とする、アメリカの中小企業政策
- ② 経済合理主義の伝統の上に、新しい近代化の要請に直面するイギリスの中小企業政策
- ③ 高度成長経済下で、総合的な中産階層実態調査にもとづいて新出発しようとする西ドイツの中小企業政策
- ④ すぐれた国家計画経済のなかでも、なお、動揺をまぬがれないフランスの中小企業政策
- ⑤ 地域開発と連結された、イタリアの中小企業政策
- ⑥ 百パーセント中小企業の体制をもって、新しい「国際化」の波に直面するスイスの中小企業政策
- ⑦ 社会主義化のモデルとなった、ソビエトの中小企業政策
- ⑧ 経済後進国からの前進を象徴する、インドの中小企業政策

以上の諸国は、もとよりすべてわが国にとって、それへの道を前進すべき「先進国」であるわけではない。しかし、イタリアは、産業構造等でわが国と近似している点で、その中小企業政策発展のわが国との比較が有意義である。

スイスは、その政策がある意味では中小企業政策発展で国際的にも1先駆国であることと、国民1人当たり所得の国際順位でわが国より数段の上位にある点から、その秘密を明かにする意味でも中小企業政策の国際比較が必要と考えられる。社会主義国ソビエトの中小企業政策は、中小企業の社会化過程そのものであり、自由主義国であるわが国中小企業政策にとってはまさにその「否定」そのものに近かい、無縁の関係にもみえる。しかし、わが国の国会においても、「究極的には、社会主義的統制経済のもとではじめて、中小企業は安定した繁栄をえる」とする野党の見解（日本社会党中小企業基本法案「前文」）もあるので、その実際過程を検証し、展望を行なうことも、わが国の中小企業政策にとって一種の国際比較として加えることができる。

後進国インドについては、わが国が後進国としてこれまでとってきた中小企業政策との比較をふりかえってみることと、さらに、わが国中小企業政策が東南アジア等の後進国中小企業政策との接触を増大する方向にあることに視点をおけば、その発展段階と方向の展望は必要な一つの国際比較に加えることができると思われる。

これら八つの国々の中小企業政策発展を、「特色的なキャッチ・フレーズ」で表現は握しようとしたが、それらのキャッチ・フレーズ的特性は多かれすくなかれ他の国々の中小企業政策にもすべて存在していることはいうまでもない。ただ、これらのキャッチ・フレーズ的特色は、各国それぞれ、すべての国々のもつ中小企業政策の課題であり、方向であるとしても、その国際的な各「特色」を焦点的に、典型的に帯びている国々をその類型の象徴国として国際比較をより焦点的に行なうのは、便利な想定である。

要約、以上のような構想にもとづいて、きわめて概略的であるが、これら各国の中小企業政策発展の展望を試みたそのなかで、アメリカのそれを、以下に集録してみることとする。それは、中小企業国際比較の一環としての中小企業政策国際比較という当初の目的に値いするような成果をうるかについては疑問がないわけではない。しかし、わが国中小企業政策展が、「先進国への道」を前進しようとするとき、相手方先進国または関係国の中小企業につき、その経

済実態の分析のほかに、中小企業経済がその指導、けん引のもとに置かれている中小企業政策の特色、方向、および問題等をも探知することは、困難でも、追求を試みられなければならない課題であると考ええる。

I アメリカ小企業政策の発展小観

(1) 自由経済至上主義の建国時代における、小企業政策

資本主義機械工業の進展のかげに、なお、手工業的家内工業で生業を営む人々が、スウッティングシステムまたはスウッティングショップ (sweating system or sweating shop) と呼ばれる形態で、ある程度非人道的な状態におかれていたため、その改善問題が提起されたことはアメリカでも例外でなかった。

それは、南北戦争から20世紀初めにいたるまで、自宅や長屋式の狭い、不健康な場所で生計に追われる強制労働的な形で行なわれたが、1906年ころまでつぎのように諸州の撲滅運動によって急速に姿を消した。

搾取工場撲滅法は、多数の長屋のスエットショップ廃止に成功した。長屋の住居内からスエットショップを駆逐したのみでなく、住居に使用されない部屋からも駆逐した。大きな被服業中心地のスエットショップ下請業者は、法の要求するところに応ずるために工業区域に指定された場所に移らなければならなかった。工場規定に関係したすべての法規を、スエットショップを圧迫するために適用していたマサチューセッツ州では、其の廃止は数ヶ月の中に完成してしまった。マサチューセッツ法の附加規定は、スエットショップに対しても同様に強力な圧迫となった。1898年マサチューセッツの男子被服製造業は、ズボンの仕上工程を例外として、殆んど凡て工場か或は工場標準に達した仕事場で行われた。

ニューヨーク法の下でも、スエットショップは、急速に長屋の住居区域から駆逐されて行った。1893年の終り頃には、工場監督官は住居に使用していない部屋からも被服製造業の行われている最悪の場所を追払った。1900年頃には、ニューヨーク州の積極的な被服製造業者は大方、工場地帯にある工場又は仕事場に集中した。仕上げだけはマサチューセッツ州の如く家内労働者

が行った。

ペンシルバニア法も、住居区域からスエットショップを迅速に駆逐し其の結果、多数の社外工場の設立をみた。メリーランド州に於ては、初期の1902年のスエッティング撲滅法の改正までは大して攻撃されなかったに關らず、其後数年の間にスエットショップの数は激減して行った。

しかし、工場企業に移行した小企業においても、最低賃金法適用については⁽³⁾つぎのように不十分であった。

1912年にマサチューセッツ州で合衆国ではじめての最低賃金委員会 (Minimum Wage Commission) の法案が通過し、翌1913年にカルフォルニア、……の8州におよび……この勢いでは各州に広がると考えられた。しかし、欧州大戦の勃発はこの勢いをそぎ……1919年には2州とプエルトリコで成立し、……南部諸州では何らの動きはみられなかった。

一方、産業革命における、農業の崩壊とそれによる急激な離農人口の流入がもたらした都市小零細企業の前近代的形態のままの簇生、そこに惹起される低賃金、低生産性企業がたどる沈滞、浮動性の問題が、初期のアメリカではさほどの深刻さをもって表面化しなかった。それは、農業が広く豊かな新処女地を有し、開拓国家として第一に重要な食糧需要の大きな市場をもっていたからであった。すなわち、農業人口対都市人口の割合は、1910年54.3%対45.7%を経て1920年には48.7%対51.3%に逆転して都市が上位に出るにいたっている。また、有業者人口の推移でも、1890年を100とした1900年、1910年、1920年の10年目ごとの指数は、農業者が、107.6, 115.6, 120.4, 自営企業者が、127.9, 156.0, 149.7, 雇用者総数が129.5, 179.9, 213.0⁽⁴⁾と、農業者の低い伸び率に対して近代企業を中心とする自営企業者と雇用者の伸び率ははるかに高い。しかし、大体においてこの期間に見合う日本の農業者の推移が、1892年を100として1897年に、95.7, 1907年に86.2, 1917年に75.6と減少に向っているのと比較するならば、アメリカの農業持続力はなお強く、さらにその後のややおくれた時点において英、独両国と比較すれば、アメリカが1920年対1930年比94.0%、イギリスが1921年対1931年90.9%、ドイツが1925年対

1933年95.7%とイギリスより低い農業者減少率で、当時農業維持政策国のドイツに近かった⁽⁵⁾。

また、そのほかに、アメリカ中小企業の都市における過多発生を抑制した原因としては初期アメリカ経済の指導者であったベンジャミン・フランクリンやトーマス・ジェファソンなどによるつぎ⁽⁶⁾のような農業尊重主義の力もあった。

1760年にベンジャミン・フランクリンはアメリカの「製造業」の発展の伸び悩みをつぎのように説明した。

「製造業は貧困に基礎をおいている。一国で土地をもたないで、低賃金で他人のために働かないと死んでしまう貧困者の存在こそが、企業家をして工場を運営させているものであり、その製品と同じ商品の輸入を妨げ、また輸出の負担にたえるだけの安い値段を可能にしている。しかし、自分の働きで家族を十分養えるだけのすこしの土地でももっている者は、製造業者や雇用労働者になるほど貧しくはない。したがって、アメリカに国民のために土地が十分あるかぎり、製造業者はなんら重要視するに値いしない。」

1782年にトーマス・ジェファソンも同じような見解をつぎのように述べた。

「ヨーロッパの政治経済学者は、各国が製造業をそれ自体のために営むよう努力すべきことを一つの原則としてうち立てた。われわれはこの原則を他の諸原則と同じくアメリカに適用してみれば、……わが国には、農業者を、かれらが製造業者になるのからひきとめる広い土地がある。そこで、人々が全部、農業の改良に従事することと、その半分が農業をやめて、他の人々のために製造業や手工業に動員されることといずれが最善であろうか。大多数の耕作者の道徳の腐敗ということは、いかなる時代または国家においてもいまだかつて存在しない現象である。かれらの土地の上で、天を仰ぎながら勤労するのではなく、その生活手段のために、顧客の偶然と気まぐれに依存するのがこれら製造業や手工業に従事する人々の特性である。その依存は、卑屈と金しだいの賭けごと主義となり、道徳の細菌弾に窒息することであり、野心の兆候を促進する道具を用意することになる。そこで、わが国に働く土地があるかぎり、国民が仕事場にすわり、糸繰り機を回わしたりするのを見た

いと願うべきではないのであって、……一般的な製造業の運営に関していうならば、われわれの工場をヨーロッパにおいておこう。」

当初におけるこの、農本主義ともみえる農業尊重主義にもかかわらず、経済のその後の発展を経たアメリカは、むしろ豊富な農業生産を大きな安定地盤としつつ、同時に豊富な工業資源にむかってパイオニア精神を投入し、急速に有力な工業国として発展した。しかし、産業革命後の資本主義国家が通常経験しなければならなかった封建遺制的な企業に対する問題も、アメリカでは、農業封建性を強く残していた南部諸州における、後進性の問題を除けば、比較的、大きな問題とはならず、20世紀初頭にまでいたった。

(2) 第1次大戦後における、ニュー・ディール下の小企業政策

アメリカは、第1次大戦により、直接的な戦禍のうずまきにはまきこまれなかったものの、戦後の世界的な経済大不況には一環としてまきこまれ、建国以来比較的順調に発展してきた自国経済に対してこれまで体験したことのないような、反省の分析を加える必要に直面した。それは、フランクリンやジェファーソン等がアメリカにとってあまり好ましくないと批判し、しかもかれらの意に反してその後のアメリカ経済の発展を推進した商工業資本主義が、一種の危機的動揺を示すにいたったためであった。

各種の生産指数、所得指数、金融証券指数から物価指数が軒なみに未曾有の不況様相を示し、1930年で1万余の企業中42の割合であった倒産企業は、1931年上半期には49の高率となり小売業と建築業等の小企業は大きな打撃を受けた。1933年3月、銀行恐慌の最中に危機打開の期待をになって登場したルーズベルト大統領は、国家産業復興法 (National Industrial Recovery Act) と農業調整法 (Agricultural Adjustment Administration Act) の2つの政策を中心に、公共投資による、いわゆるニュー・ディール政策 (New Deal) を精力的に展開し、しだいに危機のり切りの方向にむかった。しかし、恐慌打開策は当面、各産業分野の大企業救済援助にむけられ、1890年のシャーマン・反トラスト法 (Sherman Antitrust Act)、1914年の連邦産業委員会法 (Federal Trade Commission Act. 商業における不公正競争、欺瞞的行為・慣習を違法とする法律) およびクレイト

ン法 (Clayton, Act, 競争を弱め独占を創出するおそれのある取引を制限する法律) などほとんどかえりみずに大企業中心の経済復興が推進され、小企業援助政策としては1934年の復興金融公社法 (The Reconstruction Finance Corporation Act) による、小企業公共資金融資以外、みるべきものはなかった。

復興金融公社は、「1934年1月以前に設立された企業に対し、他の方法では貸付申込の性格から、一般の銀行利率で信用を得られない場合、貸付期間5年以内、1借主5万ドル以内」の小額貸付を、年度予算額以内という枠内で、政府出資による公社の公共資金をもって行なうほか、銀行等の一般金融機関との協調融資または肩替り融資を行なうようになった。ついで連邦準備銀行も一定の条件の小企業に融資することが認められるようになった。1936年にはクレイトン法および連邦産業委員会法の無力化を補正する目的のロビンソン・パトマン法 (Robinson and Patman Act) が制定された。それにもかかわらず跋行的に、いち早く繁栄の基盤をえた大企業は、ふたたび独占体制をつくりだした。この情勢にかんがみ、ルーズベルト大統領は、アメリカ経済機構において、初期フランクリン、ジェファソン時代においては想像さえもしなかった商工大企業への経済力集中が、自由な私的企業、ひいては民主政治に対しても脅威を与えることを指摘し、議会に対して経済力集中の実状に関し調査することを要請したのが1938年である。これにもとづいて産業活動の独占、経済力集中、所得の不均衡、貯蓄の退蔵、失業、社会不安、不完全操業工場などについて調査が行なわれた。

ニラ政策がようやく景気回復の効果をあげつつあるかにみえた1940年に入っても、事業所閉鎖数は361,000と開店数の357,000を上回り、1943年に入っても閉鎖は379,000と開業の143,000との開きを拡大した。また、それは、1939年から40年にかけてのドイツのポーランド、デンマーク、ノルウェー進撃と日本の仏印進駐に対応するアメリカの、第2次大戦参戦の準戦時体制的な経済引締めによる停滞でもあった。このような情勢に対して、1940年にアメリカ議会上院に小企業委員会が、1641年には法務省に小企業部 (独占禁止法関係のため) が、下院にも小企業委員会、商務省に小企業局がそれぞれ設けられ、

小企業各団体のなかから、いわゆる小企業擁護運動 (Small Business Movement) が展開されるにいたった。ついで、1941年9月に成立した国防生産法は、その第7章、一般規程第701条で、つぎのように小企業保護育成を規定した。

- ① 議会は、小企業を助成して本法の目的達成に最大限の貢献をしようとするものである。
- ② 大統領は、小企業に対し、この種の企業に関係があり、またその利益となる本法の規定および、本法にもとづいて各省ならびに各種機関が行なう活動について完全な情報を提供する。
- ③ 本法に定める規定または発せられた命令についての委員会に、独立的な小企業者の代表を公平に参加させることができる。
- ④ 本法施行にあたって、本法の目的達成を阻害しない範囲内で小企業に対する例外的な規定を設けることができる。
- ⑤ 本法施行にあたって、小企業が行なう一切の要求、申入れ、もしくは要請をじん速に処理するための特別規定を設ける。

⑥ 大統領の資材割当てにあたっては、小企業のため特別な考慮を行なう。この小企業政策実行のため、同年10月に、国防生産局のなかに小企業局を設け、局長に、小企業問題のベテランを任命した。

しかし、このようによく本格的になったアメリカ小企業政策の発展段階においてもなお、「1933年6月16日大統領命による産業復興法 (National Industry Recovery Act) 第4条にもとづく、最低労働条件暫定基準保持のための「大統領再雇用決定」 (President Reemployment Agreement) が、小都市にあっては5人未満の小売業、サービス業に対しては、原則として適用除外された。」⁽⁷⁾ というように、地方都市における小零細企業はまだ、ニューデール政策の効果の波及外におかれるという問題があった。また、地域的にも、アメリカ経済発達中のがん症状的部分である南部諸州の経済後進性、その原因としての地域産業の低生産性が、ルーズベルト大統領自身のこの点に関する問題感 (米ニュース・デリー紙報道) の引用により、⁽⁸⁾ 不均衡問題としてつぎのように指摘された。

1938年7月5日、ローズヴェルト大統領は、あるメッセージのなかで、

「南部が、まさに今日、国民の第1の経済問題 (nations number one economic problem)——単に南部だけのではなく、全国民の問題——を提起しているということは、私の確信するところである。なぜなら、我々にはこの南部の事情に起因する国民全体としての経済の不均衡があるからである。」と書き、そこに提起された問題とは、「荒廃のまま放置された土地と河川の資源、土壌の蒙った濫用、低廉な肥料と動力の必要」、「南部の資源およびその資源の不在所有制によって提起された問題、新しい工業時代におよび、やはり不在所有制から生じた問題」、「この分野の婦人と子供の保護の問題」、「小作制度をふくめた農業所有制の開発、農民所得の問題」、そしてさい後に、「租税、教育、住宅および健康に関する問題」であると列挙した。

これは、19世紀末から20世紀初頭にかけても、スウェットショップ撲滅法や最低賃金制の断行に消極的であった南部諸州において、ニュー・ディール政策の農業および手工業等の近代化振興方策にもかかわらず、その受入態度が遅滞的で、次表のような経済後進性が容易に改善しないことに対する問題の提起であった。

アメリカにおける4大地域別、人口1人当たり
工場生産(A)と家庭工業生産(B)の構成状況

(単位 ドル)

		1850年	1860年
ニューイングランド	A	103.87	149.39
	B	.59	.35
中部諸州	A	71.53	96.61
	B	.35	.17
西部諸州	A	25.84	38.55
	B	1.08	.38
南部諸州	A	14.06	20.56
	B	2.07	1.62

- (注) 1. 菊地謙一郎著「アメリカにおける前資本制遺制」ページ378掲表
2. 本書が引用した原資料は、C. Clark, History of manufacturers in the United States to 1860. p. 622.

アメリカの経済後進地域、低開発地域の開発は、ニュー・ディール政策の一環としてのテネシ河域公社 (The Tennessee Valley Authority TVA) によって 1933 年から、テネシー、ミシシッピ両州境界沿いのテネシー河域開発を中心に進められ、つぎの⁽⁹⁾ような効果をほこるにいたった。

住民の商売の上に、どんなことが起っただろうか？ 農業が、この地方の最も重要な事業である。この事業は、私が既に述べたように、土地の収穫率と安定度が増すに従って上むきつつある。それなら、工業的意味での商売は、どうだろうか？ これも発達しつつある。しかも急速に。戦前でさえこの河域には、アルミニウム、フェロシリコン、重化学製品など現代工業の原材料を生産する幾多の大工場が、建設されたり拡張されたりしていた。そのうちには、全国で最大の磷酸肥料をつくる工場2つを含んでいる。戦争になって、その数が非常に殖えた。防諜関係で、こういった発展について今はあまり語るができない。しかし、曾て工業的に立ちおけていたこの河域が軍需生産に貢献した全貌を明かにすることができたら、それは、アメリカの企業の奇蹟の1つに属するものであろう。外国で起るとびっくりするが、近かくの内地だとめったに理解されないといったような奇蹟。

こういった重工業と少くとも同じように重要なことは、軽工業の勃興と、1933年以前からあった工場の拡張である。1933年以後に殖えた工業は、冷凍食糧の処理やチーズの生産工業から飛行機の製造にまで及び、そのほか、敷蒲団・曇洗滌器・ストーブ・麦粉・象眼細工・樽蓋・桶板・電気温水器・家具・帽子・靴・鉛筆・炭素電極・ボート・馬の首輪・粉雲母・アセチレン・金型・斧の柄・重晶石などにわたっている。美しき弧を画がいてこの地方を流れるテネシー河によって連らねられている一連の湖が与えた利益を得る機会には、多くの新しい中小工業を興すのである。(TVA 初代理事、後、理事長デビッド・E・リリエンソール「TVA——民主主義は進展する」)

しかし、ニュー・ディール政策の優等生ともいべきこの TVA 開発においても、大企業のほかに中小企業の開発振興もはかられたことが事実であるとしても、大工場を中心とする第2次大戦への準戦時的準備の軍需工業基地開発と

いう、かくれた開発計画の目的は否定できなかった。すなわち、低開発地域に特有の中小工業が相当振興の機会を得はしたが、経済開発を基にして、そこに在来工業のいっそうの安定振興化か、または近代的中小工業への向上脱皮を計画的に指導されるという段階にまではいたらなかったようにみえる。むしろ、戦争経済が本格化するにしたがって、軍需産業の活発化にともない大工場の下請工場への転換が相当に進行したというのが実相に近いとみられる。

一方、小産業者の金融が適当な金融制度に恵まれないまま個人貸金業者の高利に悩まされているという問題があった。資本主義の初期早々から、小産業者の間に、ヨーロッパ諸国において発達した信用協同組合組織が、アメリカにおいては、フランスからカナダ経由でわずかに伝来したが、その普及発達はきわめて低かった。銀行は有力農業家および有望企業に主力をおいたためこの当時の小産業者の金融は個人貸金業金融を主とするという後進的状态であった。しかし、その状態がようやく問題化し、1929年のオハヨオ州小口貸付法（無担保若しくは動産、手形、貸金俸給等を担保とする、一定金額以下の小口貸付についての営業免許、利子、手数料等の規制）を最初として、しだいに各州に同様の立法化が行なわれることによりこの問題は一応改善された。

(3) 第2次大戦後の小企業政策展開

第2次大戦終了後の5年目にあたる1950年5月5日、トルーマン大統領は第81議会第2会期下院に小企業金融に関する教書を送って要約つぎのように強調した。

政府の小企業に対する最大の責任は、安定しかつ繁栄する経済を推持することである。……昨年われわれは、わずかばかりの景気後退に際してさえ、小企業がきわめて大きな打撃をこおむることを目撃した。……もしわれわれが全般的な経済の安定をはかり得ないならば、あらゆる小企業対策も効果を持ち得ないであろう。……過去において小企業が必要とする資本は、地方的金融機関や個人資本によって調達することが可能であったが、現在においては大企業の資金所要額がいちじるしく増大したのみならず、私的貯蓄はいよいよ、ますます大企業の株式や設備に集中し、小企業への投資は狭められ、

いかに能率的、積極的合理化経営をしようとしても、資金不足でハンデ・キヤップがつけられる。4百万の企業組織中、9割以上の小企業、従業員2千万人をこえる非農業、非軍事労働力の半ばを占める小企業の維持発展は、民主主義制度の維持と、独占の防止に欠くことができない。この目的を達成するため、つぎのように提案するが、議会は必要なる立法措置を講じて、1日も速かな成立をはかることを勧告する。

教書で提言された改善諸項目は、項目だけをあげると要約つぎのとおりであった。

- ① 経営管理の改善 (小企業の特徴を生かした経営管理の確立)
- ② 専門指導 (コンサルティング・エンジニアによる技術指導と、マネジメント・エンジニアによる経営指導体制を、商務省を中心として組織的に適正化する。)
- ③ 自治体計画 (地方公共団体と商工会議所、経営者協会、技術研究所、経営相談所、大学研究室等の参加による地域的小企業振興開発体制で、戦前からの経済開発委員会—The Committee for Economic Development—の経験、実績の拡大)
- ④ 政府の情報交換所設置 (経営指導、商況、官公需等の情報連絡を商務省が主体となつて行なう。)
- ⑤ 実業教育の促進 (各学校の実業教育課程の充実と、商業新聞の活用)
- ⑥ 小企業金融に対する政府損失補償制度の確立
- ⑦ 小企業投資会社設立の促進
- ⑧ 復興金融公社 (R・F・C) の活用促進

この教書によって、アメリカ小企業政策は、とくに具体的、実践的な内容付けをもって議会、政府、地方公共団体等および小企業界にそれぞれの役割りに応じた小企業振興策を推進させることになった。さらに、トルーマン大統領の急死によってそれはアイゼンハワー共和党政権にそのままひきつがれた。その間、マサチューセッツ産業開発会社 (Massachusetts Business Development Corporation) をはじめとするいくつかの地方小企業振興開発金融会社の設立、議会における小企業資本銀行設立パットマン上院議員案 (Patman's Small Business Capital Bank System)、小企業投資会社設立マルター下院議員案 (Small Business

Investment Corporation), 小企業投資局設置ジョンソン上院議員案 (Johnson's Small Business Investment Administration) の諸案の提出などがあったが、政策発展上の焦点は、戦時中の小企業軍需会社 (SWPC) と復興金融公社 (R・F・C) からの戦後新体制への転換問題であった。それは、小企業保護振興機構を、国防省あるいは商務省から独立して議会に直接責任をもつ地位に引き上げようとする両院小企業特別委員会の熱心な主張と、これを戦前のように商務省の所管下の機構に復させようとする商務省の主張と、さらに、小企業金融機能等の観点を重視する議会「通貨・金融委員会」の立場、さらには独占禁止法の関係を重視する法務省の立場等も錯そうして数次の議会で折衝がくりかえされた。一方、1950年からはじまった朝鮮動乱は、ふたたびアメリカ小企業にとって軍需生産の発注割当て確保という国防省関係の問題を継続させていた。このような議会、政府における機構問題に対して、問題の真の主人公であるアメリカ小企業者自身は、戦後の経済に不況的小波動のいくつかを味わいながらも、全般的には世界のどの国々よりも早く、かつ確実に、戦後経済安定に達しており、また、朝鮮動乱軍需景気にも一部うるおっていたので、とくに真剣、明確な態度を示すことはなかった。したがって、結果的には、小企業特別委員会を中心とする上下両院議会の主張が勝利をおさめ、「包括的なしかたで小企業政策立法をまとめた」1958年「小企業法」(Small Business Act 1958) が成立し、それは、トルーマン小企業金融教書からかぞえて8年の歳月を要した。

アメリカ小企業政策発展史上、画期的な意義をもつとみられる「小企業法」は、1953年に、時限立法的に設立してあった「小企業庁」(Small Business Administration SBA) を大統領の直属独立機関と改め、それに、小企業に対する近代化融資や官公需発注割当てとその他小企業関係政策についての監視、あっせん、勧告等の権限を与えたが、予算と権限規模ではとうてい商務省その他の各省には及ばず、その意義は、法制定の議会における上院特別委員会委員長の「立法主旨説明」におけるつぎの⁽¹⁰⁾1節のとおりであった。

この立法の大きな特質は、たとえそれが画期的なものでないとしても、現存の中小企業庁を連邦政府の恒久的機関とした点にある。この立法の意味す

るものは、長い間上院中小企業委員会の議員によって求められてきたところではあるが、中小企業が国民経済のなかにおいて明白かつ重要な要因であることを国会が認めたことの象徴である点に存する。第2次世界戦争の初期に中小軍需会社 *Smaller War Plants Corporation* を創設することによって始めて実体的な表示が与えられた哲学的概念を形式化するため、国会は独立の中小企業をもって国の最も貴重な資源の1つと見、正にわが国の肥沃な農場、木材、鉱山および水路組織と同様に、われわれの力に欠くべからざる必須のものであることを明確化したものである。1958年の中小企業法はまたアンチトラスト法、シャーマン法 *Sherman Act*、連邦取引委員会法 *Federal Trade Commission Act*、ロビンソン・パトマン法 *Robinson-Patman Act* およびその他の法律の補完に役立つもので、自由企業経済が凡ての人々に最大の利益をもたらすよう機能する如く助成するものである。……本法がここに法律 85—536 の形式で発効するに当って、今迄の成文法を変更、強化したと考えられる諸点に注意を喚起したい。……これらの変化がそれぞれの有意義なものであることは言う迄もないが、法律 85—536 において恒久的な中小企業庁が設立されたことによって、独立の中小企業が、国民経済を構成するその他の部門と並んで、政府の諸審議会における1つの立場を獲得するに至った事実こそ何れにも増して注目せらるべき点であろう。(注、本邦訳では、*Small Business* を、中小企業としている。)

アメリカ小企業政策は、1958年小企業法制定により、建国時代、第1次大戦後のニュー・ディール時代の2発展段階を経て、さらに進んだ第3段階の一応の確立をとげるにいたった。それは、国民経済、産業構造のなかにおける中小企業のウエイトが量的にも(企業数、就業者数等)質的にも(生産出荷額等、とくに輸出において)大きい日本、西ドイツ等の国々の中小企業政策とその機構にくらべ体制や施策量と政策の重要性においてはおとっているかもしれない。しかし、中小企業が国民経済の発達に対応して比較的経済合理性に即してその運命を自決しながら進んできている先進国としては、一応確立、成熟した態勢ということができる。しかも、アメリカ小企業政策は、単に、アメリカ経済

にとっての問題対策であり、政策であるというだけでなく、中小企業政策の国際的な1つの型として他の国々の中小企業政策に重要な影響を与える性格をも帯びる展開を示している。

アメリカ小企業政策における、このような国際的モデル的發展の第1は、その小企業政策を自由主義經濟の擁護におき、しかも、自国の自由主義經濟の精髓として小企業擁護をはかるだけでなく、これを国際的な自由主義經濟の防壁として、国際的な中小企業擁護政策にまで拡大していることである。1958年アメリカ小企業法は、独立の小企業を、すべての人々に最大の利益をもたらす自由企業の典型として保護助長するという基本理念に立っている。アメリカ議会は、「議会では、中小独立企業がアメリカの自由かつ競争的企業の本質であると認める」(1951年連邦議会銀行通貨委員会)、「われわれは従来以上に、中小企業が提供している創意と実験を必要としている。正に中小企業こそがソビエト連邦が対抗できないアメリカの強さの源泉なのである。」(同上、經濟開發委員会)というように、その小企業政策觀を、対ソビエト社会主義国意識にまで發展させている。しかもその自由主義經濟国際擁護論は、単に意識だけにとどまらず、アメリカ小企業政策は、スタンフォード研究所の国際産業開發センター編集の「小企業開發機構——世界各国総覽」によれば、つぎの⁽¹¹⁾ように実践的な、国内、国際両面組織を形成するまでにいたっている。

〈国内小企業政策機構〉

- (1) 小企業庁——1953年、大統領の申しでにより設置され、1958年「小企業法」制定のなかで、政府の恒久機関となる。15の地方事務所と41の支所がある。
- (2) 商務省「技術・経営指導援助部」
- (3) 商務省「地域開發部」
- (4) 労務省「徒弟訓練局」
- (5) 農務省「農家協業部」
- (6) 全米商工会議所および地方商工会議所
- (7) ピッツバーグ小工業者委員会——1944年、従業員500人未満の小企業

者を会員として設立。

- (8) マサチューセッツ産業開発会社——1953年設立。主として小企業を対象とする地方産業開発金融会社。商務省の出版物によれば全国で大小相当数のこの種地方産業開発金融会社が登録されている。
- (9) 大学の、小企業者または小企業所有者のための生産、管理研修課程——小企業庁と協力しているもの約100以上。

〈国際小企業政策機構〉

- (1) 国務省「国際協力機構」(International Cooperation Administration ICA)——海外における活動は各アメリカ大使館付属合衆国作業機関(a United States Operation Mission VUOM)による。
- (2) フォード財団「海外開発計画」——1936年設立。
- (3) アジア基金——1951年民間人により設立された非営利、非政治的機構。
- (4) スタンフォード研究所「国際産業開発センター」(International Industrial Development Center, Stanford Research Institute IIDC) 1946年合衆国西部産業界の援助によりスタンフォード大学により設立。

アメリカ小企業政策の、国際的なモデル性の第2は、その国内小企業政策において、国内の経済活動停滞地域の開発計画に中小企業の振興をも重要な要素にとり入れてきた点である。さらにアメリカにおいては、先進経済国最近の兆候である大都市の過密化周辺に追われた低所得者、不完全雇用者、とくに黒人等に対し、周辺スラム街形成の危険から予防する方策としての小企業振興育成の方針を、新たに“ニュー・フロンティア”の計画理念をもって裏打ちした点である。それは、黒人問題という特殊性を別にすれば、先進経済国家の中小企業政策には多かれすくなかれあてはまる共通の課題である。アメリカはこれを、議会における約6年にわたる法案検討を経たうえ、1961年につき⁽¹²⁾のように、「地域再開発法」(Area Redevelopment Act)の名で具体化した。

1961年5月1日、ジョン・F・ケネディー大統領は、ニュー・フロンティア

アー (The New Frontier) についての最初の主要立法として「地域再開発」(Area Redevelopment Act (P.d. 82-27)) 法案に署名した。法案の署名にあたり彼は、この法律の署名以上に大きな満足を私に与える法案はない、と述べた。大統領はまた、新法律が経済刺激の効果を長く持続することを強く希望し、「この自由な社会において、われわれは、働くことを望む人は誰れでも職を見付けることができるようにすることを望む」と述べた。アメリカ国民はまさに第2次大戦後4度目の景気停滞期の谷から抜けだそうとしつつあった。ちょうどその時に、失業者は500万人前後、または、事務系労働人口の7%にあたる数であった。……経済停滞地域援助は、その地域の労働人口市場が国民的な盛り上がりを示し、新しい産業の誘致により過じょう労働力が明かに吸収される状態になるとき、もっとも効果的になる。停滞地域開発計画は、10年前に西ドイツにより始められ、立法措置がとられた以後、成功をおさめることができたのは、全国にわたる完全雇用の状態に主としてよったものであった。……1946年の雇用法は連邦政府に、生産および雇用の最大限度を育成する適当な経済的施策を季節変動に応じてとる責任を与えたものであったが、経済停滞地域開発立法は、地方政府に、新しい経済活動と雇用をつくりだすために資金を供給するように命じた。したがってそれは、1946年の雇用法で示された明かで、かつ創造的な意図さえも相当上回る積極性をもった。……停滞地域再開発の地域経済に対する刺激が十分に計量されるまでには数年を要するであろう。したがってこの間、停滞地域援助の地方政府計画については検討、討議がつづけられ、開発の実際上の主役たちは、それぞれの仕事を進めるうえに必要な具体的援助を地域再開発当局 (Area Redevelopment Administration) から得ることになるであろう。

II アメリカ小企業政策についての問題点

(1) 独占、寡占下のアメリカ小企業における、「独立企業」の運命に関する諸論

産業革命以来、近代経済国家として出発した国々においては、独立の中小企

業生存の適否、能否の議論が、企業の運命の観点からと国民経済の効率の観点双方から行なわれてきた。そのうちでも、産業革命の先駆者で、資本主義的産業発展でもトップをきったイギリスにおける経済学は、資本運用方向の効率論から適正企業規模論にまでわたる発展をとげたが、とくにA・マァーシャルの、小企業生存可能論の1節が、世界各国においても大体支配的に受け入れられた。しかし、A・マァーシャルの「経済学原理」が、そのなかで、一部予見しながらも、考察展開のデータとして積極的にとり入れることをしなかった、新興経済国家のアメリカにおける急速な大企業の独占、寡占の進行は、マァーシャルの小企業生存可能論の力を弱めることにもなった。さらに、経済学がアメリカにおいて、企業経営の実態と経済統計にもとづく実験主義的基調をもって発展したので、この国の学者はもとより、他の国々の学者も、経済の新しい進展と産業の構造分析について、アメリカ経済を最も必要な対象とするようになった。第1次大戦後の不況あるいはそれから第2次大戦にかけての経済において、アメリカ経済が、世界経済を指導するような発展と実力を示しつつ、景気の動向においても、産業の構造においても、その実態が国際的に注目の的となっただけではなく、アメリカの議会と政府が、独立小企業は自由主義経済の精髓であるとして、その独立企業性の維持育成を目標とする一大政策キャンペーンを展開した関係から、小企業問題研究、小企業論は、いっせいに、アメリカにおける小企業分析に焦点がむけられた。

このような背景で展開されたアメリカ小企業に関する多くの研究、論考のうち、つぎの⁽¹³⁾ような、ヨーロッパからの1著とアメリカの3つの著述のなかから、人々は、一様に、自由主義経済の精髓としての独立的小企業に関し「疑問」が提起されていることに重大な関心を持たなければならない。

- ① Small and Big Business—Economic Problems of Size of Firms, by Joseph Steindle.
- ② Little Business in The American Economy, by Joseph D. Phyllips.
- ③ The politics of Small Business, by Harmon Zeigler
- ④ The American Small Businessman, by John H. Bungel.

(I) スタインドルの論説

ジョセフ・スタインドルの「小企業と大企業—企業規模の諸問題」small and big business—Economic problems of the Size of Firms. は、「小企業の生き残る機会とそれにむかって採られるべき政策という小企業問題は、今日1つの注目をひいている。この論文は、1つの思慮ある政策が決定される際に考慮されなければならない関連経済諸事情の分析概説である。……この探究は、新規の統計資料や計量は含まず、既発刊統計資料によっているが、それはほとんどアメリカ合衆国に関するものであり、もっぱら、利用できる資料が質、量ともこの国が比較的豊富であるためである。」という序文の書きだして、要約つぎのようにアメリカ小企業の将来について分析した。

①小企業の生存可能をはじめて根本的に論じたイギリスのマァーシャルの経済学原理が説いたところの、小企業の成長と大企業成長の限界を律する生産技術、経営能率、労働力、金融手段等の諸条件は、大、小両企業に平等共通に存在するという純粹の自由な資本主義経済体制がもはや独占体制時代になっては架空的となり、平面的な企業規模の利益のほかに、立体的な独占体制の利益が大企業に有利に働き、資本主義経済のメカニズムの上に立つかぎり、大企業は利用経済諸条件をあらゆる方法で利用の増大をはかり、小企業はその利用でマイナスの方向に圧迫されるという必然の経済原理を認めなければならない。②国の公共投資等の一部によって小企業保護政策がとられたにしても、開業認可制などの保護政策がとられたとしても、あらゆる方法とルートで発揮される大企業の規模経済の利益の競争力によって、小企業維持成長を可能にするだけの営業利潤をかれらに確保することは困難である。小企業がその存続、発展ができるわずかな分野は、「製造」ではなく「修理」部門とサービス業部門で、最近アメリカでとくに拡大しつつある部門である。要するに、小企業が生き残ることは、われわれの経済組織にとって、きわめて価値あるとはけっしていうことができない。③小企業の存続は、労働力の独占的搾取、“不合理”な理由による不完全市場、失業、小企業者の“賭博性向”等、その高い転廃業に伴うすべての精力浪費を随伴する一連の要素

に依存している。その他に、小企業が存続できる場合があるが、それはもっぱら大企業の寛容に依存している。それは、みせかけの独立にすぎない。たとえば、産業の垂直系列が小企業の一部参加により分解されるという状態がそれであり、マーシャルによって小企業の新たな機会の見込みとしてあげられているところであるが、実際には、これら下請け、または、大企業によって生産されたものの一小部分の小企業による生産参加または配給担当は、少数の大企業との1つの契約に多数の小企業蝟集参加ということであり、小企業の経済的立場は全く弱く、かれらの独立性は大部分みせかけである。

しかし、スタインドルも、「小企業に対する合理的な政策は、小企業の非経済性のなかによこたわる困難の根源にまで掘りさげられなければならない、多くの場合、この不利益は、なんらかの共同作業によって除去または減少されるかもしれない。……小企業相互が共同化を行ない政府の政策的目的に適合させることの見込みは、そんなに明るくはないかもしれないが、小企業が個人主義的態度にしがみついでいて、その結果、技術的進歩の方向を変えまたはとめるという従来の傾向はなんとか改善することにはなろう。」というように、改善可能への余地を残している。

(II) ジョセフ・フィリップスの論説

スタインドルの「小企業と大企業」から暗示を受け、さらに、「アメリカの小企業問題についての多数の文献のうちで、小企業問題を真正面からとりあげ、もっとも包括的に、かつ、組織的に論じたものはブルッキングス研究所 The Brooking Institute のキャプランである。」と述べ、そのキャプラン Kaplan の「小企業、その地位と問題」(Small Business: Its place and problems 1949)からも多く学んだフィリップスの1951年著「アメリカ経済における零細企業」(Little Business in the American Economy)は、スタインドル、カプラン両者の対象とした時代からさらに進んだアメリカ小企業政策展開期を背景にしてつぎのような小企業観を述べた。

①独立した経済単位の集積と独立していると想像される人々の集積は、民主政治と社会の安定の防波堤である中産階級の生命的部分であると多数の人

が信じている。……この研究は、それらの人々の基盤となっているこのような信念と仮定を評価しようという試みである。企業階層の最低層にある何百万という零細企業 Little Business にこの研究は焦点をおいている。この点で、アメリカにおける従来の多くの小企業 small enterprises の研究とはちがっている。実際、これまでのすべての小企業論は、アメリカ経済のなかに占めるこれら何百万という零細企業について重要性を力説はするが、どのような「小規模」の基準をとってもパスするような、それらよりもより大きい企業における性格と問題に注意を集中し、小企業のうちもっとも多数のグループである、——賃金労働者がいない、いても、せいぜい数名の補助者のいる程度の企業は、実際、全く注意されていない。②これまで、独立農業者の重要性とその没落防止の可能性については多くの関心もたれてきていたが、独立小生産者維持、保護政策の方向における長期的傾向はその後、経済の非農業セクターの「インデペンデント・ピープル」、すなわち小企業者の維持についての関心を高めることになってきている。わが国の政治、経済の民主主義的支柱としての小規模業主というジェファースンの理想を固持する人々の期待は、後者、すなわち、小企業者の肩におかれることになった。……しかし、独立していると想定され、かつ、期待される小企業についてのスタインドルの「小企業が存続できる場合があるが、それはもっぱら大企業の寛容によるものであり、それは見せかけの独立にすぎない。」という見解は、現在でも全くあてはまる実情である。③もっとも良い状態の協同チェーンストアでさえも、会員である小売店個々の独立性を多少とも縮少し、その企業家的機能を犠牲にさせており、……このような妥協をすることによって、小企業の独立関係は変容をまぬがれない。……小企業の名のもとに提出された広範囲にわたる各種の問題を網羅する提案に対して、大衆の関心がここ10年から20年の間に高まった。これらの提案は、小企業を代表すると自称する人々、すなわち、大企業機関、評論家、経済学者、政府官僚、法律家およびその他の多くの人々から提出された。1933年から1944年の間に商務省が小企業対策と考えた約600の提案は国会議員により提出され、その他多くの議案が州

立法機関により提出された。……これらの提案は、経済自由主義のより広い政策に即して擁護されたが、それよりもさらに、現在すでにレッセフェアーの状態からはるかにかけはなれている「経済」に対する、政府干渉の特別な方法として承認された場合が多かった。④議会の小企業委員会が活躍した各年においても、小企業を向上させるような法律はなに1つとして制定されなかった。零細企業を取得または設立しようとする復員軍人に対してある援助がなされたことは事実であるが、……カプランが、「このジェスチャーを別とすれば、小企業に対して、特別の問題に対処するために試みられた連邦法規が直接に実際適用されるのは、主として、1事業体当たり50~500人の従業員を雇用している水準の約24,000の製造業者であり、それはせいぜい、小企業の全体のうち、上層部10%内に入る企業に対してだけである。」と結論を下しているのは正当であるように思われる。

フィリップスの「アメリカ経済における零細企業」はこのようにして、小企業振興論のアメリカにおける1チャンピオンと一般的に受けとられているにもかかわらず、実際にはその巻末の結論は、同じくカプランの、「小企業は、どのような立法や、どのようなグループの小企業に、チャンスがあるという証拠は溢れるほど多い。しかし、最良のチャンスは、大企業になることである。」という絶望的な、皮肉な言葉の引用で結ばれている。

(III) H・ザイグラの論説

1961年にハーモン・ザイグラの「小企業の政治学」(The politics of Small Business, by Harmon Zeigler 1961)と翌1962年のジョン・H・バンジェルの「アメリカの小企業者」(The American Small Businessman, by John H. Bungenel)は、それぞれ政治学のおよび社会学的にアメリカ小企業政策を、ベールをぬがした形で分析、解明している。

ザイグラの「小企業の政治学」の要約はつぎのとおりである。

①第1章(神話と経済的現実)、第2章(原理と観念)を通じて、「大規模企業に対抗する小企業の経営のなかには、プロテスタント道徳とでも集約される諸徳義が、注入されているように思われる。この道徳の中心には、激しい勤

勉、儉約および競争的闘争の理想が存在している。これらの理想は、各事業家個人を活気づけるのみならずかれらの接触範囲の者をも活気づけ、その結果1つの自動的社会をつくりだしている。」として、アメリカにおける特色的な「独立企業家精神」をまず解明する。②その独立企業家精神が小企業団体運動においていかに発展したかが第3章「組織化された利益集団」で分析される。すなわち、「少数の自発的な小企業団体組織化の試みは1931年ころにあったが、その年代末までには恒久的組織は成功せず、その後の経済不況により組織化が促進されることになった。チェーン・ストアの激増は薬品小売店国民同盟(NARD National Association of Retail Druggists)と合衆国卸売雑貨商協会に小売価格維持と、ロビンソン・パトマン・ミラー・タイディングス法(Robinson-Patman and Miller-Tydings Acts)などに対する政治運動を開始させ、ロビンソン・パトマン法は小企業の名によって制定された最初の主要立法として1936年に成立した。小企業者にとって“マグナカルタ”ともいべきロビンソン・パトマン法は、小企業人口層が全社会の人口層から区別された部分としての性格づけにより成立した。しかし、その小企業としての職業上の内部的結合組織はさらに1937年までまたなければならなかった。……この職業上の内部的結合組織の起源のもっとも確実視されるものは、1938年2月にルーズベルト大統領の示唆によって商務省主催で開かれた小企業者大会である。」というように、小企業者団体の起源と発展の足どりを分析する。しかも、その第4章(「思想と抗争」Ideologies and Conflicts)と第5章(「操作された象徴」Manipulated Symbols)では、小企業者団体のイデオロギーは、古い神話的な独立企業家思想が現代社会における経済的現実の前で根拠基盤を失ない、混乱と無力を露呈する運命におちいつていることを実証する。すなわち、小企業者団体中でも、職業、産業別で歩調が一致しない状態があり、対大企業関係での利害不一致、政府保護施策に対してさえ一面には官僚統制が増大することに対する反対があらわれること、議会両院小企業委員会による小企業に対する固有の新行政機構設置への賛成派と、従来の商務省管轄方式賛成派の分離、これらのほかに、ホワイトカラー中産階級の小企業者に対す

る動向の複雑性、中央連邦政治観念と地方州政治観念の錯綜等が、小企業者利益団体の組織化と活動の社会的基盤を弱めていること、したがってその戦線統一が困難であることを歴史的に、具体的に明かにしている。③について第6章（「議会の小企業擁護」 Congressional Auspices）、第7章（「一つの小企業行政機関の創設」 The Creation of a Small Business Agency）、第8章（「小企業庁」 The Small Business Administration）にわたって、1938年の「小企業者大会」を契機として発展した、小企業者団体による、議会に対する外部からの政策促進期と、その以後、主導権がその手にうつった議会上下両院小企業委員会によるアメリカ小企業政策の展開を追求している。すなわち、両院各小企業委員会が中心となって展開された「小企業のための独立行政機関設置」運動が、やがて第2次大戦の軍需産業における大企業、小企業間の公平な軍需発注と小工場軍需動員問題に対応する戦時中の特殊小工場管理政策を経て、戦後の1953年「小企業庁」設立にいたるまでの議会内外の経過を分析している。その分析の結論としては、「一つの恒久的な小企業行政機関の象徴的な価値は、NFIB (National Federation of Independent Business) のある出版物のなかの、——ついに諸君は、大企業者がその商務省をもち、農業者がその農務省をもち、労働者がその労働省をもつのと、まさるともおとらない立場に立った。要するに、小企業庁を恒久的な基礎におくことは、小企業者に、「より前進せよ、そして、諸君に、見込みがある状態をつくりだせ」とづけている。これは、連盟の会員となることが一つの有利な産業投資であることを証明することになる。——という1節で明かにされている。しかし……小企業者はずいとその代表をワシントンにもつことになったが、それによっておきかえられたものは、従前の機構より力の弱いものになった。小企業に適する代表機関を組織しようとした運動の結果については、それに関係した人々（その代表はパトマン上院議員である。）も、小企業庁は小企業者にとっては敗北だとみなしており、パトマンの政治助言者たちは、1953年小企業法が、SBAを設立したものの、一方ではRFC（復興金融公社）を失ったことはより重要であり、行政当局はむしろRFCの廃止を実質的にねらっていた、と述

べている。」と、小企業政策独立機関としての小企業庁 (SBA) の設立効果については懐疑的である。すなわち、それは、アメリカ議会の上下両院小企業委員会における、小企業者団体運動、その政治活動に対する迎合策の一方的プレイであり、あるいはこれをめぐる立法府と行政府の争いに終わり、小企業政策としての具体的な効果が副次的となったような結論を示唆している。したがってまた、小企業団体組織についても、独立企業家精神という伝統をもつアメリカ小企業の場合でも、実体的には、「小企業の組織団体 (小企業者国民同盟、独立企業者国民連合、アメリカ小企業団体協議会等) の活動の記録は、かれらが具体的な利益追求を理由として小企業に関心をもつ人々を大きな集団に組織することには成功しなかったことを明かにしている。これら諸団体の潜在的会員は異質的であるから、掲げられる目標は、会員がそれぞれともに理解できるような、高度に象徴的な文言によってつづられなければならない。特殊な目標の基盤の上に会員を1つの国民的規模に組織しようとする小企業者団体は、組織を継続するにふさわしい効果を導き出すことはできず、反対に、“官僚主義”，“社会主義”，または“大企業”などの語句でつづられている象徴的な対抗目標を基盤として会員を組織しようとする団体が存続の可能性を示している。」ことを指摘している。

ザイグラの「小企業の政治学」はこのように、アメリカ小企業政策の効果的な発展に対しては、経済学的観察の第1のスタインドルと、第2のフィリップスに対し、政治学的観察から、同じように、悲観的、批判的分析を与えているが、さらにこれを社会学的観察から同様な方向の結論を与えているのがバンジェルの分析である。

(IV) バンジェルの「アメリカの小企業者」の論説

バンジェルのこの著は、Ⅰ背景、Ⅱ小企業とアメリカの遺産、Ⅲアメリカ小企業者の一般的イデオロギー、Ⅳ大企業と産業主義の精神、Ⅴ過去の産業発展段階期における農本主義の5章までは、フィリップス、ザイグラ、あるいはその両者が多く引用している先輩のA・Dカプランがたどったと同じように、この国の小企業者に流れている「独立企業家精神」の、近代アメリカ経済への

適合が困難なことについて分析を展開している。その結論にあたる、VI回顧と展望 (Retrospect and Prospect) では、独得の社会学的手法でアメリカ小企業の独立的発展についての分析をつぎのように展開している。

①大規模化と組織化が着実に進展しているにもかかわらず、小企業者と小企業がわが国の経済制度の血液であると指摘することが依然として、すくなくとも政治的な流行となっている。あらゆる企業主・企業家における、「小企業はわれわれの資本主義の基礎であり、かつ、常にこれまでもそうであった。」という思想は、小企業特別委員会議長のジョン・スパークスマン上院議員が代弁している。この主張が過去においていかなる功績があったとしても、いかに多かったにしても、また、小企業の伝統的な諸価値がたとえいかに鮮やかに称賛されたとしても、われわれの現在社会秩序からは、小企業が真の称賛をえるには適していないようにみえる。小企業は、アメリカだけでなく、産業が発達した他の多くの国でも現代社会の外周辺に立っており、小企業家は、産業社会に住んではいるが、しかも、それに属していないといっても過言でない。かれらは1つの階級を形成せず、大企業、大労働団体および巨大な政府との間に圧搾されているものとしては握される。……小企業者は、租税制度が古くなったときにその公平を要求することができるかと忠告される場合でも、かれらはその特別措置を要求してワシントンに向かうデモに加わりとうとあえてしない。②小企業者は、現代社会における闘争で、実際、途方にくれる。かれらはワシントン政府を非難することはできる。しかし、かれらは物事を直ちに、かつ、完全に正しくしようとする過激な行動に対する一種のあこがれによって極端な反民主主義的運動に転ずるといふ、より大きな危険がある。フランスにおける右翼ブジャード党 (Boujadist)、イタリアにおける新ファシスト、ドイツにおけるナチ運動およびアメリカにおけるマッカーシーイズム (Maccarthysim) などが小企業者から支持されていることは意外なことではない。……他の国々における小企業者とかれらの過激な運動支持についての以上の観察はアメリカ合衆国にもあてはまる。……1954年にベニントンとバーモントで行なわれた研究は、マッカーシーを強く支持した人

々の大部分が、現在社会の政治的、経済的、社会的方向に対してもっとも敵意をもつ者であり、しかも、政治・社会的方向と経済的方向の両面においてその最大のものが小企業者であることを示した。マッカーシー支持のなかには各種の教育を受けたホワイトカラーも相当あったが、それ以上に、その正規教育水準は別として、小企業者の数がとくに多くみられた。また、同等の教育水準のマッカーシー支持者数で小企業者が俸給生活者より多かったことは次表のとおりである。

マッカーシー支持者の職業別・学歴別内訳比率

学 歴	職 業	全体のなかの学校卒業者の比率 %
高等学校 (4年未満)	手仕事労働者	53
	俸給生活者	38
	小企業者	65
高等学校 卒 業	手仕事労働者	49
	俸給生活者	36
	小企業者	58
専門学校 以 上	手仕事労働者	32
	俸給生活者	22
	小企業者	32
(「小企業者」には、 商人およびその他の 小経営者を含む。)		

独立企業者は、かれらの地方社会において長年にわたり影響力、優位性を享受してきたが、現在はそのいずれも存在しない。小都市における小企業は現在、大都市にある大企業によって所有されるか、支配されるかしているの
で、ニューヨークかシカゴかサンフランシスコの安楽な事務所から影響力を
行使している大企業家によって支配されていると感じている。かれらの特権
と力がひたすら低落するほかない現代社会に対する小企業者の怒りは、反動

的に大企業に対しても、大労働組合に対してもイデオロギー上の攻撃をむけがちとなる。ペニングトンの調査は、現代社会の支配的流れに対する小企業者の一般的な恐怖の反射作用として、大企業および大労働組合に対する敵がい心においては、小企業が俸給生活者と手工業者のいずれよりも強いことを明かにしている。③「独立企業者国民同盟 (The National Federation of Independent Business) 副総裁が、「われわれの勧告は、この国のあらゆる銀行と企業とを、ジェファソン、リンカンおよびアンドリュ・ジャクソンが今日、かりに生存しており、その立場におかれたならばそのようにすることを求めたと同じような立脚点におく状態を呼びもどすことである。」と述べたのは、小企業が煽動政治家によって反民主主義的右翼政治運動に走る危険性をもたらすような一例であるかもしれない。また、同連盟の総裁は、「共産主義に進んだ国は反トラスト法をもっていない。すなわち、一国の国民が経済力集中に対して抵抗しないならば、かれらは、とりもなおさず共産主義またはその兄弟の社会主義に走ることを意味する。」と述べ、この見解に立ち、かれは、「今日のアメリカの特権階級の一部の人々は、実際的に共産主義を培養していることとなる。」と主張している。……この点こそが、小企業と大企業が互いにわれわれの進歩した産業秩序の特殊な要求にこたえるための相互評価を秤にかける、もっとも必要な接合点である。この点にこそ、われわれの時代において、十字的に交差する困難な諸議論の接近する1つの疑問が存在するのであり、それは、大規模企業が1つの必要悪ではあるが別の形をとれば、民主的大集団社会において積極的な善のために利用され、奉仕させられることができるかという疑問である。しかし、この問題に対する必要な回答を理念的にも経済的にも提供できる立場に小企業は立っていない。④デビッドリリエンソール (David Lilienthal) は、小企業のための軽るさわぎの信任計画は無益であり、「そのようなことは、国家の安全を脅やかし、それによって日々利益を与えているすべての商品とサービスを国民から奪いとるものである。よき、古い時代に対する郷愁はいかほどあっても、現在の小企業はわれわれの経済生活の基準ではなく、大企業がその指導力であるという事実を変える

ことはできない。」と述べている。……小企業者は、アメリカ民主主義の礎石であると主張することはできるかもしれないが、かれらが独創的で建設的な指導性を供給するということは考えられない。かれらの現在における行動を基礎とするかぎりでは、小企業者が、危機に際して偉大な民主主義を指導するに必要な資格を所有していると想定する根拠はほとんどない。

すなわち、バンジュルの「アメリカの小企業者」は、その地位と将来に対して、TVA計画（テネシ河域開発計画）において、農業と合わせて小企業の開発効果をも説いたリリエンスールでさえ、一般論としては小企業振興の積極的意義を認めることができなかつた結論を引用することによって、その結論としている。

以上4つの所論が一樣に、アメリカ小企業政策の基本である、「自由主義経済の精髓としての独立小企業」の実態と展望について消極的な結論をくだしているのは、アメリカだけでなく世界の中小企業政策発展の方向にとって重大である。小企業の存続が、いわゆる「すき間」の領域にかぎられ、しかもその「すき間」的部分の存立と活動すらも、「みせかけの独立」にすぎないのが、独占、寡占進行の資本主義発展上の必然であり、しかもその独占、寡占がある意味では国民大衆のために独創的、指導的経済福利をもたらすという問題が、「秤りにかけられる」余地があるという解釈がなりたつとすれば、小企業政策の推進力は大きな打撃をまぬがれない。しかし、アメリカの小企業は、いわゆる「すき間」の領域における、しかも「みせかけの独立企業」的存在にもかかわらず、なお、他の国々の中小企業よりは比較的安定した地位を国民経済のなかに占めており、それは、経済の発展につれてあらわれる生産技術の革新、あるいは消費部門の拡大等に適應する「すき間」領域の根強い拡大、「みせかけの独立」の根強い持続をもちつづけている。その事実を可能にさせているのは、背景地盤であるアメリカ経済自体の豊かさとともに、小企業が進展に適應していく姿勢を常に支えているいわゆるパイオニア精神にほかならないと説明されている。しかし、小企業の存立、活動を内部から支えているパイオニア精神においても、最近の展開は、国内政策面でも対外政策面でも、困難な、

また、重要な問題点の存在が示されている。

(2) アメリカにおけるニュー・フロンティア主義と、「国内小企業政策」
アメリカにおいてフロンティアは、「新たに開拓されて文明社会に入ったばかりの、開拓国境線からの一定距離地域」を意味し、アメリカ経済発展史は、既開拓地域と未開拓地域又は新興開拓地域との間に、つぎの⁽¹⁴⁾ような「抗争」と「格差」の進展を含んでいた。

アメリカ植民地の階層分化は、南部の大プランターと北部の商人階級からなる2つの有力な経済的グループを基軸として進行していた。広大な土地が少数の富裕な有産者層によって独占された結果、未占有地の土地がますます稀少となり、土地価格は急激に高騰した。土地価格の高騰にともない、移民や自由な奴婢や貧しい小農民層は余儀なく低廉な土地を求めて、西部のフロンティア海岸から約50哩のあたりに引かれた線の西側へ移住した。この地域は“Interior”, “Back Country”, “Up Country”, “Frontier” および “Old West” などいろいろの名称で呼ばれ、同じように、東側の地域は “Coast”, “Seaboard”, “Tidewater” および “Low Country” などと呼ばれていた。西部のフロンティアに住む人々は、小生産者としての性格から、その生活態度はすべての点で民主的であった。彼らは、その民主的な考え方を徹底的に実現することを欲していたので、海岸地域の有産者やその植民地議会の代表者たちは、事態の進展にたいして恐怖の念を懐くようになった。これに反して、大プランターは少数であったが、土地および奴隷の所有者として、南部の政治を支配することができた。富裕な商人層は配給機構や船舶・倉庫および店舗を支配し、彼らの富の蓄積にともない、ますます立法に影響を与えるようになった。彼らは植民地税の公正な負担を回避し、小農民層に不公平な割当をおしつけ、将来の利潤獲得の見地から、肥沃な広大な土地を確保し、移民やその他の貧民層の移住を阻止する政策の具現に意を用いた。

しかし、フロンティアの人々は、当時は明かに「格差」という重荷を背負っていたが、その重荷を、自己の成長の活力として活用することによって、努力すれば努力するほど、努力の量に正確に相応して取得することができる新し

い富をえるという経済基盤に立ちつつあった。すなわち、いわゆる「民主的な考え方を徹底的に実現する」ことによって、資本主義経済における富の実現法則の上にその経済成長を実現することができる地盤に立っていた。このようにしてフロンティアの人々は、小生産者としての性格をそのまま発揚しつつ中生産者にもなり、大生産者、大企業にまでも成長するヒトになり、そこに、フロンティアの人々を基盤とするアメリカ資本主義の急速な、かつ、他の国々の及びつかない巨大な発展が実現された。一方、南部の少数の大プランターと富裕な商人層は、土地および奴隷の所有、配給機構や船舶・倉庫等の支配から立法の支配にまで及ぶ特権の上に立っていたが、すでに実際的には、資本主義の新しい富を得る法則の進展からは見放なされた立場にしがみついているようなものであった。それらの特権は、資本主義発展の若々しい民主主義の進展からしだいに崩壊しはじめ、かれらがその具現に意を用いた「移民やその他の貧民層の移住の阻止」は実現されず、かえって、その移民やその他の貧民層が、フロンティアに移住しながら、そこに新たな富の創造地区を建設して成長し、ついにアメリカ経済を支配するようになった成長に対して、完全に敗退の地位を与えられるようになった。

この「フロンティア」の勝利を、現代のアメリカ小企業者に対し、大企業との競争に敗退しておち入ろうとしている衰退の挽回策としてふたたび与えようとするのが、いわゆる「ニュー・フロンティア」政策理念である。このような構想は、アメリカ経済発展史における、以上のような「フロンティア」発展の例をかえりみると、一見、循環的な歴史的生命力を「小産業者」に与えようとする政策原理のようにもみえる。しかし、経済発展の段階を注意深くみるならば、そこに重大な「事情の相違」が、ニュー・フロンティア構想の展開を困難にする重大な問題として横たわっていることに気付かなければならない。その問題を、構想、政策の二つの具体的展開の場である、「国内小企業政策」と「国際小企業政策」の両面についてみれば、つぎのようである。

第1の、国内小企業政策におけるニュー・フロンティア政策においては、その政策の「立役者」である、「大企業により、市場と生産性における競争か

ら排除されようとする小企業者、あるいは、巨大企業の経済支配下にある大都市からはみだした黒人等の失業者、不完全失業者」が、アメリカ経済という広大な土地のなかになお新しいフロンティアを求めて企業、生業の存立をはかる場合に、そこに自立の努力により必然に新しい富が付加されるという刺激、目標の保証は、以前のフロンティアの人々の場合のようには望まれなくなっている。新しいニュー・フロンティア政策はしたがって、これら新しいフロンティア住人のための連邦政府、州その他地方公共団体の、企業、生業の開発育成投資に主点をおくようになっている。アメリカ連邦政府、各州その他の地方公共団体における、他の国ではみられないほどの大きい財政力は、このような育成開発投資にさほど負担を感じないであろう。しかし、かつてのフロンティアの住人たちが、努力すればするほど、それに応じた新しい富を、自立の栄光のうえにかちとることができ、やがてアメリカ経済の主人公になることができたという自立勇躍心の代わりに、ニュー・フロンティアの住人たちはおそらく、公共投資への依存心を大きくすることをまぬがれることができない。しかも、このうちの小企業者は、あるアンケート調査（1958年11月、「ダン・アンド・ブレードストリート Dun & Bradstreet」により行なわれた、「貴方の事業経営に関する援助または指導について、貴方自身の力だけで十分と思うか、あるいは、政府、同業組合等、卸元、銀行、会計士等からの外部の力を必要と思うか」の問いを含む1,300小企業者への調査）で、回答は「政府の援助又は指導」をつぎの⁽¹⁵⁾ように最低の7%においている。

援助はなんら必要はない	47%
会計士等からの援助また指導必要	35%
銀行等	28%
同業組合等	21%
卸元	20%
政府	7%
その他	4%

（「援助必要なし」以外には、重複回答等が計入されている。）

すなわち、「援助必要なし」が半ば近くの47%を示し、さらに政府からの援助または指導の必要を最低の7%とする現在のアメリカ小企業者は、かつてのニュー・フロンティア住人当時の小企業がもった、独立企業家精神の伝統をなお保有しているように見える。しかし、一方では、それだけに、ニュー・フロンティアの計画に入り、外部からの指導または援助、とくに政府からのそれを欲することがきわめてすくなく、計画の効果的進展にはブレーキとなっている。したがって、ニュー・フロンティア政策は、アメリカ小企業にとっては、本格的な政策原理としては、他の中進国、後進国の中小企業政策の場合とはちがって、むしろ、かえってより大きく、相当困難な道であることは、1961年の「地域開発法」による地域開発当局もみずからよく認めているとおりである。

(3) アメリカにおけるニュー・フロンティア主義と、「国際小企業政策」第2の、「国際小企業政策」におけるニュー・フロンティア政策については、社会主義国と対峙する自由主義国の境界前線基地または前線領域帯として、そこに「自由主義経済の精髓である中小企業の安定成長の保塁」をきずくという意味では、自由主義国にとってだけではなく、対岸の社会主義国にとってさえも、かならずしも決定的な対立の問題は含まないようである。フロンティア的政策をこのように対外政策に応用しだしたのはケネディー大統領時代であり、そのような考え方は、同大統領の死去以来、表面から姿を消しているようにも見える。しかし、アメリカの国際小企業政策が継続するかぎりにおいては、このニュー・フロンティア構想は依然としてその有力な政策理論であろう。しかし、その政策と、主としてその政策が注がれるところの経済後進国において、その国に注がれる社会主義国からの経済援助計画か、あるいはその国が参加しているブロック経済計画との間に、きわめて接近して指導・援助の効果、効率の競争が生ずる公算が大きいという大きな問題を含んでいる。社会主義をとり入れたインドの「混合経済方式」Mixed Economy, EEC ブロック中小企業政策のように、アメリカの国際小企業政策は、国内でフロンティアが開拓され、また、ニュー・フロンティアが計画される場合とは比較にならないほど

大きい競争と攻勢に直面しなければならない。したがって、アメリカのニュー・フロンティア主義が後進国の中小企業という土壌のなかに成功をおさめるためには、これら社会主義国からの経済援助計画やブロック経済の計画と、さらにはその経済後進国自身の中小企業政策との間に、妥協調整か、競争勝利かのいずれかによらなければならない。このような局面で、アメリカにとっても、その経済後進国にとっても、また、経済協力的な社会主義国やブロック経済体にとっても、中小企業の観点からいって最も効率的な結果をうる道は、できるだけ早く、中小企業政策の国際化、あるいは国際中小企業政策の促進、確立である。それはまた、アメリカのニュー・フロンティアを、世界のニュー・フロンティアに発展させることでもある。したがってまた、これを前進させるに最大の経験基盤と能力を持っているのが、現在のところ、アメリカの「小企業政策国際機構」にほかならない。

アメリカにおけるニュー・フロンティア主義とその「国際小企業政策」との関係は、このような、国際経済的に重要な課題を今後に表示しているが、一方において、現実的なくつかの問題を内蔵している。それはまた、アメリカ小企業政策の、「国内政策」と「国際政策」との二重制に内蔵される諸問題である。アメリカの小企業は、この国の巨大な経済規模のなかで、他の国々とは比較にならないほど、外国中小企業との競争問題はすくない。しかし、最近における、いわゆる「発展途上国から先進国に対する追い上げの輸出競争力増大」等は、アメリカ小企業者にとって、自国の「国際小企業政策」が指導、援助した後進国中小企業がかれらの競争者となってあらわれるという矛盾を感じさせるにちがいない。また、「国際小企業政策」を実施している後進国をまもるため、万一、その国を基地として戦争が勃発した場合を考えるならば、その軍需発注についてアメリカ小企業政策は、国内、国際いずれかを優先するかを選択に迷わなければならない。その「国際小企業政策」の建前から、戦争基地となったその後進国中小企業振興開発のために軍需発注を優先させるか、アメリカ本国小企業への発注を優先させるかである。アメリカ小企業が、その軍需受注における権益主張を最大関心事の1つとしていることは、第2次大戦で終止符

を打ったわけではなく、つぎの⁽¹⁶⁾ように朝鮮動乱までも依然として続き、それはさらにその以後の小諸戦争にも続いているものとみられる。

このことは反面、所謂中小企業は尨大なる軍需支出の恩恵に浴し得ないことを意味する。例えば、上院中小企業委員会は7月19日朝鮮動乱後1ヶ年内における軍需発注総額の約40%は10大企業が入手していると非難しているが、かかる状況下において業者に対しては、一般に大企業よりの下請に目を向けるべきであるとの声が強い。

これがため、軍需発注の情報提供は、銀行、州政府、商工会議所等において行われ、又政府も特に下請仕事の多いニューヨーク、クリブランド、シカゴ、デイトンの各市に下請斡旋所 (Special Subcontracting Center) の設置を勧奨している外、労働省では毎週「軍需契約成立高通知」を発行している。……それでは一体どの程度のものが下請発注されているかというに、国防省の発表によれば、現在の軍事支出の約79%が所謂大企業 (資本金500万ドル以上) に対する発注であり、残余21%は中小企業に対して行われているとの見透で、大企業に対する直接発注のうち35%乃至40%が下請に出されているものとしている。

アメリカの軍需生産を、アメリカ本国調達とするか基地外国発注とするかは、もとよりアメリカの国家財政状態と、軍需物資の種目別によって随時決定される。しかし、アメリカ小企業における軍需発注に対する相当な関心と、また、基地後進国中小企業の同じ大きな関心の現実からみて、この両国中小企業利害得失の板ばさみの問題はアメリカの国際小企業政策にとって1つの一般的問題である。

しかし、この、歓迎されない1つの現実的な問題でも、その根因においてか、あるいは結果的現象においても、アメリカのニュー・フロンティア構想が、国際的な、世界のニュー・フロンティアとなって中小企業政策に適用されて発展するならば、改善と打開の門は、大きく開ける道があるはずである。

アメリカ小企業政策の発展史とその現在の課題と方向は、高度独占の巨大な国民経済を背景としているものであるが、わが国に対しても、その他の先進国、

中進国、後進国のいずれに対しても予想外に密接な関係をもって近い距離にあることを示している。さらにそれは、世界各国に共通な課題である、中小企業政策の国際比較から国際化への道の最大の具体的契機を蔵している。

(1969. 7. 20)

引用文献

- (1) 「日本経済政策学界年報 XIII 1960——構造分析と経済政策——」 ページ 62~63
尾城太郎丸 〈慶応義塾大学〉「日本中小企業論の史的展開——中小企業論序説——」
の研究報告に対する滝沢菊太郎 (名古屋大学) の質問
- (2) 「社会政策時報第 254 号」 ページ 124~125 小針愛子「合衆国の家内工業とその対策
(下)」
- (3) 藤本武著「最低賃金制度の研究」 ページ 230
- (4) Little Business in the American Economy, by Joseph D. Phillipps (The University
of Illinois Press Urban, 1958 p. 3 Table I.U.S. Population, Urban and Rural 1790-
1950) p. 14, Table 2. Occupational Distribution of Gainful Workers, 1880-1950)
- (5) 竹林庄太郎著「日本中小商業の構造」 ページ 13~19 第 1. 2. 3. 4A. 4B 各表から計
算。
- (6) 前掲「Little Business in the American Economy」 p. 1. ~p.2
- (7) 前掲「最低賃金制度の研究」 ページ 230
- (8) 菊池謙一郎著「アメリカにおける前資本制遺制」 ページ 288
- (9) D. E. リリエンソール著 和田小六訳「TVA—民主主義は前進する——TVA—
Democracy on the March, by David E. Lilienthal」 ページ 44
- (10) 中小企業金融公庫調査部「調査時報第 3 巻第 6 号」 ページ 10~11 「米国下院中小企
業特別委員会報告——1958 年 6 月第 85 議会第 2 会期——(訳)」
- (11) 「Small Industry Development Organization—A Worldwide Directory-」, by Inter-
national Industrial Development Center. Stanford Research Institute (Compiled by
Donald R. Liggett Research Analyst. The Free Press-Glecoe-Illinois 1959) p. 125~p.133:
- (12) Federal Aid to Depressed Areas—An Evaluation of the Erea Redevelopment Admi-
nistration, by Sar A. Levitan. (The Johns Hopkins Press Baltimore 1964) p. 27~p. 33:
- (13) ① Small and Big Business—Economic problems of Size of Firms, by Joseph.
Steindle. (Basil Blackwell Oxford) 「Introduction」 iii, p. 61, p. 66
② 前掲 Little Business in the American Economy. 「preface」 v-viii, p. 7~p. 121
③ The Politics of Small Business, by Harmon Zeigler, (Public Affairs Press.,

Washington, D-C) p. 1~p. 137

④ The American Small Businessman, by John H. Bungel (Alfred A. Knoph, Newyork, 1962) p. 254~p. 277

(14) 津田隆著「アメリカ資本主義の発展」ページ 85

(15) 前掲 Small Industry Development Organization—A Worldwide Directory—」 p. 125

(16) 日本銀行調査局「調査月報 昭和 26. 9」ページ 106~108, 「アメリカにおける軍需発注方式について」